

八王子ウエスト育成リーグ規約

〈令和3年11月6日制定〉

第1章 名称及び本部

- 第1条 本連盟は、八王子ウエスト育成リーグと称する。
- 第2条 本連盟の本部を八王子市に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本連盟は、加盟する学童軟式野球チームを統轄し野球を通じてスポーツマンに基づいたフェアプレーの精神を養い、学童の健全な育成と体力の増進を図りまた指導者の育成と、チームの交流と親睦を通じて相互の向上と発展を図ることを目的とする。
- 第4条 本連盟は前項の目的を達成するために次の事業を行なう。
1. 本連盟主催のリーグ戦及びトーナメント戦等の公式戦
 2. 本連盟主催の各種イベント
 3. 審判講習会
 4. その他連盟の目的達成に必要な事項

第3章 組織

- 第5条 本連盟は八王子市内に在籍し本目的に賛同するチームで組織する。
- 第6条 本連盟に加盟申請したクラブは、すでに加盟しているチームの推薦を必要とし、本連盟の規約及び試合規定の遵守を約したうえ、総会において承認を得てその効力を発する。

第4章 選手資格及び登録

- 第7条 本連盟に登録される選手及び指導者は心身堅固にして、他の模範となる野球愛好の学童並びに指導者とする。
- 第8条 本連盟に加盟するチームは次の規定を遵守する義務を負う。
1. チーム名称・代表者・監督・コーチ・選手の登録を届出ること。
 2. 登録選手に変更がある場合は変更登録を行なうこと。
 3. 登録選手及び指導者は全員スポーツ保険に加入していること。
 4. 会費及び大会参加費等の運営に必要な経費を納入すること。

5. チーム移籍

本連盟内での移籍は、原則前チーム監督又は代表者の同意を以って可とする。

但し、退部から1年以上経過している場合は同意不要とする。

尚、本連盟内移籍に関して両チームで対立した場合は、会長・副会長の裁定を仰ぐ。

裁定は会長・副会長2名の3名で行い、3名に満たない時は名誉会長・事務局長が加わり行う。裁定は最終決定として受け入れる。

*退部から1年とは退部した月の末日から12か月経過後

他リーグ・連盟への移籍に関して本連盟としては関与しないが、所属チームとして節度ある行動をとることが望ましい。

(同一年度内の移籍には移籍前チームの選手登録抹消が必須)

第9条 本連盟に登録するチームが以下の規定に該当したときは、資格を失う。
会費及び大会参加費は、いかなる理由を問わず返還しない。

1. 脱会の申し出をおこない、その承認があったとき。
2. 本連盟の規約に反する行為があったとき。
3. 大会参加申し込み後、出場辞退の時。

第5章 役員

第10条 本連盟には、次の役員を置き会長の任期は2年、その他の役員は1年とする。再任は妨げない。

- | | | |
|-----|-------|-----|
| 1. | 名誉会長 | 1名 |
| 2. | 顧問 | 若干名 |
| 3. | 会長 | 1名 |
| 4. | 副会長 | 若干名 |
| 5. | 事務局長 | 1名 |
| 6. | 会計部長 | 1名 |
| 7. | 監査役 | 2名 |
| 8. | 審判部長 | 1名 |
| 9. | 審判副部長 | 1名 |
| 10. | 業務部長 | 1名 |
| 11. | 施設部長 | 1名 |

第11条 役員は総会において選出する。

第12条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は、本連盟を代表し連盟を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長が事故ある時はその職務を代行する。
3. 事務局長は、試合日程の作成・記録の保持・事務連絡業務・その他連盟の総務・庶務業務を行なう。
4. 会計は、連盟会費一切の会計業務を行なう。
5. 監査役は、会計に関する事項はもとより連盟事業全般にわたり連盟の本来の目的に沿うべく機能していることを監査する。
6. 審判部長は、副審判部長及び審判員を構成し連盟主催大会の進行を行なう。
7. 審判副部長は、審判部長を補佐し連盟主催大会の進行を行なう。
8. 業務部長は、連盟各事業の計画立案・管理を行う。
9. 施設部長は、連盟所有の施設及び什器設備など本連盟財産の管理を行なう。
10. 名誉会長・顧問は特に職は設けないが、リーグの運営に関し、指導助言を仰ぐことができる。

第6章 会議

第13条 総会は、本連盟の最高決議機関であり、登録各チームの代表者及び役員をもって構成する。総会は毎年3月に開催し、次の事項を付議決定する。

1. 本年度の事業報告及び会計報告の件
2. 新年度の事業計画及び会計予算の件
3. 役員選任の件
4. 規約変更の件
5. その他必要なる件

第14条 本連盟の目的遂行にあたり必要ある時は、臨時に総会を開くことができる。

第15条 監督会議は、必要の都度開催される。

第16条 総会・監督会議は構成員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は議長が決定する。会議欠席の者は委任状をもって議決権を代行させることができる。これを行なわれない者は、その議決に異議を申し立てることができない。

第7章 会 計

第17条 本連盟の会計年度は、3月より始まり次年2月までとする。

第18条 本連盟の経費は下記により賄う。

1. 会費
2. 入会金
3. 寄付金
4. その他

第19条 * 会費は1チーム6ヶ月（半期）10,000円、年間（通期）20,000円とする。

* 入会金は1チーム2,000円とするが、既加盟チームの分割（A・Bなど）による新規チーム加盟の場合、または休部していた既加盟チームが再加盟した場合は、無料とする。

* 会費納入は上半期分を春季大会開会式に、下半期分を秋季大会開会式にそれぞれ納入する。

* 新規加盟チームは加盟した期分より上記通り納入する。

* 納入された会費・入会金は返金しない。

* 会費や入会金の変更は総会の決議により、その額を決定する。

第8章 主催大会及び行事

第20条 本連盟は、下記の大会及び行事を実施する。

1. 春季大会
2. 教育リーグ
3. 秋季大会
4. 審判講習会
5. その他総会及び監督会議で決議された大会及び行事

第21条 本連盟の競技運営については、別途大会規則を設ける。

第22条 大会及び行事期間中に発生した事故について、連盟は応急手当をするほかは一切の責任をもたない。

第9章 罰 則

第23条 本連盟に登録した監督・コーチが本規約第3条の目的に沿わない行為をした場合や、本連盟の名誉を傷つけた行為があった場合は、総会並びに監督会議で適当な処分をとることができる。

第10章 附 則

- (1) 本規約執行上必要となる細則は総会でこれを定める。
- (2) 各チームの監督・コーチは連盟の主旨を遵守し、チームの掌握にあたる。
- (3) 無断で会費滞納の場合は監督会議に計り退会させる。
- (4) 慶弔金等の必要が生じた場合は、会長・副会長に一任する。
- (5) 本規約は平成17年6月2日より施行する。
- (6) 平成21年度春季大会より期限限定移籍制度(細則)を導入することとする。
- (7) 平成21年3月15日規約一部改定
- (8) 平成30年2月17日規約一部改定
- (9) 令和3年11月6日規約一部改定 (4章第8条5項追加)